

令和3年度に向けた本市の防災対策について ～今後の地域防災計画改訂要素～

令和3年度に向けて、今回ご審議いただいて策定する横須賀市国土強靱化地域計画と内容の整合がとれるよう、本市地域防災計画を改訂していきます。

また、災害の種類に応じて、改訂する主な要素は次のとおりです。

1. 地震災害

(1) 震災時避難所における新型コロナウイルス感染症対策の反映

資料2「新型コロナウイルス感染症予防対策をふまえた避難所対応について」にあるとおり、自主避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策を参考に震災時避難所における対応を検討します。

その際は、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」や神奈川県地域防災計画の改訂状況も参考にしながら、本市計画を改訂していきます。

2. 風水害

(1) 新たな5段階の警戒レベルと避難指示一本化への対応

平成30年3月の本市地域防災計画改訂以降、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルが導入されました。

その後、令和2年12月に「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」において、行動を促す情報を見直す方向が示されました。

その中で、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化するとされました。(現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する)

その他、見直しの要点は次のとおりです。

警戒レベル	状況	行動を促す情報 (変更後)	行動を促す情報 (変更前)
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	災害発生情報
4	災害のおそれ高い	避難指示	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始

今後、災害対策基本法の改正が行われる予定ですが、その内容や県地域防災計画の改訂状況を参考にしながら、本市計画を改訂していきます。

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の反映

資料2にある、自主避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策について、ガイドラインや神奈川県地域防災計画の改訂状況も参考にしながら、本市計画を改訂していきます。

(3) 高潮浸水想定区域(東京湾)の指定

神奈川県は水防法に基づき、平成31年4月に東京湾側について、高潮浸水想定区域の指定ならびに高潮特別警戒水位を設定しました。

よって、神奈川県地域防災計画の改訂状況も参考にしながら、東京湾側における水位周知海岸などについて本市計画を改訂していきます。

なお、相模湾側についても、東京湾側と同様の手法手順により、平成30年10月に検討を開始していますが、県から区域指定の時期は示されていません。

(4) 想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の公表

神奈川県は水防法に基づき、令和元年8月に横須賀市内の平作川、鷹取川、竹川・松越川について、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表しました。その中で鷹取川は新たに洪水浸水想定区域が示されました。

については、県地域防災計画の改訂状況を参考にしながら、本市計画の改訂を検討していきます。

3. その他(ハザードマップの改訂について)

(1) 土砂災害ハザードマップ(「急傾斜地の崩壊」の特別警戒区域の指定による)

本市の土砂災害特別警戒区域について、令和2年3月、6月、12月に区域を分けて県の指定があり、12月時点で市内全て指定済みとなりました。

土砂災害ハザードマップは、市内を8地区に分けて作成しており、令和2年中に5地区の改訂を行いました。令和2年12月指定の区域に関するハザードマップについては、令和3年度に改訂する予定です。

(2) 洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ(水防法の改訂による)

洪水ハザードマップは、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基に改訂済みです。

高潮ハザードマップは、相模湾側の区域指定があり次第、新たに作成する予定です。